

平成22年度 三郷市環境審議会

第1回 会議録

三郷市 環境経済部 クリーンライフ課

平成22年10月19日（火）午後1時15分から15時00分

三郷市役所 全員協議会室（6階）

委員の出席状況（敬称略）

※網掛けは、欠席者

No.	職 名 等	所属名又は職種	氏 名
1	学識経験を有する者	三郷吉川松伏地区獣医師会長	さとう つよし 佐藤 剛
2	〃	筑波大学大学院講師	たにぐち あやこ 谷口 綾子
3	〃	日本工業大学准教授	いいくら みちお 飯倉 道雄
4	商工団体に属する者	三郷市商工会	のぶた きくお 信田 貴久夫
5	〃	三郷ロータリークラブ	うだ がわ ほつお 宇田川 初夫
6	〃	三郷市環境保全協力会	おおた よしこ 太田 美子
7	農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合代表理事組合長	よしだ つとむ 吉田 力
8	〃	三郷市農業委員会	みやた たけお 宮田 竹雄
9	市 民	みさと環境ネットワーク	たきざわ たかし 滝澤 隆
10	〃	三郷市北美町会長	や の ともゆき 矢野 友行
11	〃	一般公募	えのもと さだお 榎本 貞夫
12	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所長	つちや まさこ 土屋 雅子
13	〃	埼玉県草加保健所副所長	おおつか ひろひこ 大塚 宏彦
14	〃	埼玉県吉川警察署	ほりうち きよみ 堀内 清美

事務局

関口環境経済部長、関根クリーンライフ課長、高橋環境政策室長、佐々木クリーンライフ課長補佐、遠藤清掃美化係長、矢口環境保全係長、宇治田主査、藤島主査、(株)トデック担当者

傍聴者の数

0人

1 開 会

【事務局（関根課長）】 開会宣言 13時15分開会

2 会長あいさつ

【佐藤会長】 会長あいさつ

3 委員自己紹介

【事務局（関根課長）】

次第に基づきまして会議を進めてまいりたいと思いますが、去年の会議の開催以降、越谷環境管理事務所推薦委員が人事異動によりまして変動がございました。また、本市の管轄保健所の越谷保健所が組織変更に伴い、草加保健所となりました。以上によりまして、菅井委員、吉田委員の後任として、越谷環境管理事務所からは所長の土屋雅子様、草加保健所からは副所長の大塚宏彦様が委員として委任されました。本日、お二人とも出席されておりますので、ここで、改めて皆様から自己紹介をお願いしたいと思いますので、恐れ入りますが、皆様には自席にてご起立いただき、自己紹介をしていただきたいと思います。

各委員の自己紹介

佐藤委員から名簿順に堀内委員まで。

【事務局】

欠席者の報告

矢口 綾子委員

吉田 力委員

谷野 友行委員

堀内 清美委員 都合がつかない

【事務局】

事務局職員紹介

【事務局】

資料説明

4 審 議

【事務局】

それでは審議に入らせていただきます。

三郷市環境基本条例第32条に基づきまして、当審議会の議長を会長が務めることとなっておりますので、佐藤会長よろしく申し上げます。

また、本日の審議内容は、発言者名、発言内容とともに会議録として作成され、市政情報コーナーやホームページ等で公開いたしますので、委員各位のご理解とご了承をお願い

いたします。

なお、審議事項に個人が特定できる場合などは、表現に工夫をする場合があります。

【佐藤会長】

それでは議長を務めさせていただくことを報告いたします。

表題にありますように多くの議案がございます。皆様のご協力をいただいでスムーズに積み残しのないよう進行して参りたいと思います。

本日の欠席者数は4名。14名中4名ということで、審議会は成立いたします。

それでは、議題（1）「三郷市環境基本計画後期計画策定について」及び（2）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について事務局からのご説明をお願いいたします。

【事務局】

それではご説明させていただきます。議題（1）と（2）につきましては資料1、2-1、2-2、3をご覧ください。そのうち資料1につきましては私から、資料2-1、2-2、3につきましては㈱トデックからご説明させていただきます。

三郷市環境基本計画後期計画策定について、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

（資料に沿って説明 説明省略）

【佐藤会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局、㈱トデックの説明に対し、質問がありましたらお願いします。

【榎本委員】

大きく変わったところはだいたい年限が32年まで続くということは分かりましたが、その他に大きく変わった事を1つ2つ言っていただくとありがたいのですが。

【事務局】

それにつきましては、これから見直しを図っていくということです。

【佐藤会長】

ほかにごございませんでしょうか。ないようでしたら、次の議題（3）墓地条例の一部改正（案）について（資料4）をご覧ください。事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

（資料に沿って説明 説明省略）

【佐藤会長】

ただ今の資料4について質問がある方はお願いします。

【信田委員】

三郷市墓地等の経営の許可に関する条例の「条文4」ですが、現在の内容から新設内容について大変厳しくなっています。今までは期限がなかったものが60日までに説明会を開催しなければならないとなっていますが、これは事前協議という対応は取れないのでしょうか。書類を提出してから60日ということではないのかなと感じたのですが。

【事務局】

ここには書いてございませんが、事前協議はもちろん行います。その他、別に墓地周囲の近隣住民の方に対して説明会を行うというものです。変更点ではなかったの載せてはございませんが事前協議はございます

【信田委員】

はいわかりました。

【土屋委員】

緑化にご配慮いただきありがとうございます。県の条例をご紹介いただいているのですが、実は県の条例もただ今見直しているところがございます、3000㎡以上について行われている義務づけについては、仮設のものは緩和できないという緩和要件を組みつつ見直し、1000㎡以上のものについて3000㎡のものほどの基準ではないですが、同じレベルの努力目標を掲げてやっていただきたいという形で見直しを進めております。

ただ、こちらも決まっていれば、条例案もお示しできるのですが、まだ案が固まっているところまで状態が進んでおりません。案の段階での摺り合せとういのも難しいとは思いますが、うまく連携を取っていただいて、緑化をますます進めていければと思いますので、よろしくをお願いします。

【佐藤会長】

他にございませんでしょうか。

【飯倉委員】

駐車場に関してはすべて5%から10%になっていたのですが、変更の場合に限ってだけなぜ5%なのか理由を教えてください。

【事務局】

拡張の場合は、従前の駐車場もございますので、従前からある駐車場の台数を割引きまして、敢えて0.10ではなくて0.05にしています。

【飯倉委員】

結果的に0.1にならなくなってきましたよね。

【事務局】

既存墓地の拡張につきましては、今まで駐車場は用件がなかったのです。それを0.05に上げるというものが、今回の拡張の部分の0.05です。

【飯倉委員】

今あるものなのですか。上の0.1というのは新規の場合なのですか。

【事務局】

そうです。

新規は0.1ですが、今ここに墓地があります。拡張するというと最大で50%の面積の拡張が可能です。その時に0.05という5%要件を付け加えたわけです。

最近は遠くから来る方がいらっしゃいますので、駐車場も設けていただきたいということで、0.05という今までなかった条件を増やさせていただいたという経緯です。

【飯倉委員】

変更というのは増設だけなのですね。

【事務局】

そうです。

【飯倉委員】

減らすというのは今のところ考えてないのですか。墓地は減らないのですか。減らないなら変更というよりも増設という方がよろしいのではないかと。

【事務局】

減るということは、ほかの人に永代使用を換えるということだと思います。

【飯倉委員】

変更というのは増加しかないのですね。

ありがとうございます。

【事務局】

そうです。ただ二つを一つにするということもございます。

その場合、基数が変更ということですよ。

【佐藤会長】

ほかにございませんか。

【宮田委員】

経営許可及び変更許可の基準の新規に設置する墓地は、主たる事務所から距離を半径3 km以内とするとありますが、主たる事務所からとはどういうことを言っているのですか。

【事務局】

宗教法人登記をされた登記簿に記載されている住所から3 km以内ということになります。

【宮田委員】

離れている人は出来ないということですよ。3 km離れていると。

【事務局】

そうです。

【宮田委員】

はいわかりました。

【滝澤委員】

最近ペットも家族同様ということでペットの埋葬をされる方もほとんどになるのですが、小規模なその焼却炉と合同の埋葬場を持つ場合、これと同じような制限があると解釈してよろしいのでしょうか。

【佐藤会長】

資料5に三郷市ペット霊園設置許可等に関する条例案がございますのでそちらのほうで議論いただければと思います。

【信田委員】

10条の経営者の基準というところですが、これを読んでおりますと、新規にこういうことというのは非常に難しいのかなというのがまず一点。あと既存の方々の優先がかなりはっきりしているということですが、これはいかがなものでしょうか。本来、普通の企業とは違うことは承知していますが、あまりに既存を優先し過ぎていて、ちょっと何か問題がでないのかなという気がするのですけど。

【佐藤会長】

その点いかがでしょうか。今そこに5年以上いて宗教活動をしている方ということで発言がでておりますが。

【事務局】

これにつきましては、名義貸しを防ごうという趣旨です。仏教会ともお話した結果、本当は「10年間、市内で宗教活動をした方であれば」と言われたのですが、私どもは5年間宗教活動を行った方であれば、本物の方なのかなど。宗教活動もしないで、いきなり新規で墓地を開設するのはやめてくださいということです。永続的に墓地経営を行っていくには、永続的に宗教活動も行っていく。墓地でビジネス化しないようにというのが基本でございます。

【信田委員】

いままでにそれに近いことがあったのですか。

【事務局】

ほかの市ではあります。

【信田委員】

三郷でも現実に営利目的ではないかということがあるのですか。

過去にそんな問題があると聞いた経験があります。それを防ぐという意味では非常にけっこうなことだと思いますが。

【事務局】

今ご質問いただいた市内にあるかどうかですが、県条例のときに、埼玉西部にある宗教法人が市内に霊園をつくったということがあります。

現地をよく見て経営するという観点でないと困るわけです。

きちんとした形の条例の規定がないと、様々な形で参入されてしまうことがあり、そういったことを危惧しております。

墓地でお金儲けは駄目だと国も言っています。それをお金儲けの対象として、手続きに宗教法人の資格がないとまずいのなら、お金を出してまで宗教法人の資格を買おうという話が実際にあります。

きちんと市内に主たる事務所があって、宗教活動も一生懸命にやっているという経歴が見えるような状態でないと資格を与えないというのが5年間の制限の趣旨です。

【佐藤会長】

はい。活発なご議論ありがとうございます。ほかになれば、資料5三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例案、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

(仮)三郷市ペット霊園の経営許可等に関する条例案について

(資料に沿って説明 説明省略)

【佐藤会長】

三郷市の条例と右側が他市町村の参考例ですね。この条例案に対しまして何か質問がある方、滝澤委員なにかございますか。

【滝澤委員】

この内容でよくわかります。

【事務局】

事務局からご議論いただきたいことが一点ございます。

条文9の移動火葬車による火葬業務を行う場所という箇所です。届出をしてくださいということ、火葬の基準に適合すること、それと100m以上離れた場所で行うということであると、事実上三郷市内ではできないということになり、その趣旨で設けたわけですが、それがいいのかということをご判断願います。

三郷市内で住宅から100m以上離れたところということ、事実上場所がないということになります。

【佐藤会長】

東京都の例では、必ず亡くなったお宅の前で火葬を行っていたのですが、近隣とのトラブルが多く、自然と業者の方が止めてしまった。あるいは、行政の方で、そういうことはまかりならんということで止めてしまった、という例が多々あります。パンフレットに移動火葬車のことが書かれていても、実際には火葬車が機能しなくなったとういのが現状です。そういう点からいうと三郷市の条例はいいものかなと思うのですが。

【信田委員】

移動火葬車は、はっきり無理だと言ったほうがいいと思います。

もう一点はペット霊園、火葬業は職種としては何業になるのでしょうか。市街化調整区域で許可になる可能性はあるのでしょうか。

固定式の焼却炉で行う場合、業種を特定しないと市街化区域であれ、市街化調整区域であれ、許可にならないはずですが、どのようにお考えなのか。何業にあたるかを決めておかないと、判断ができないと思うのですが。

【佐藤会長】

その点いかがでしょうか。

【土屋委員】

法律も変わってきていて、動物愛護関連の法律の中にペットの飼養も入ってきていると思います。ペットの火葬等についても規制を設けた方が良くはないかと、国の方でも愛護団体から意見が上がっているという記事を読みましたので、国の方の情報収集もしていただくと、ご参考になるのではないかと思います。

【榎本委員】

建物から100m以上離れているところがあるかも知れないので、市民の気持ちとして設置は止めてほしいと思います。

【事務局】

禁止するかどうかのところで、ここではやんわり言っている部分でございます。手続の面倒さという部分で、抑止力として事実上出来ないようにするのがこの条文の趣旨でございます。

【信田委員】

今は空前のペットブームですので必要性はあると思います。

移動が駄目でも、固定的なしっかりとした施設なら認めるということをやらないと、ペットをきちんと飼っている方には、逆の問題が出てくるのではないかと思います。

商売は悪ではなくて良いんですね。商工会としてはこういうことでも、しっかりとやって正しい利益を上げてくれる方は大歓迎ですのでよろしくお願いします。

【宇田川委員】

安易な形で決めてしまうと業者が乱立してしまうので、やはり三郷で出たものの処理は必要で、それ以上の処理は必要ないと思うので、そういった歯止めをきちんといれないといけないと思います。

【佐藤会長】

(5) ごみ集積所設置及び管理に関する要綱(案)について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ごみ集積所設置及び管理に関する要綱(案)について
(資料に沿って説明 説明省略)

【佐藤会長】

ただ今のゴミ設置要綱等に対しましてご質問がありましたらお願いします。

【信田委員】

ゴミの中間処理場という意味ではなくて、各町会にあるようなものをいっているのですね。

【事務局】

そうです。

ご自身のお宅の近くにある、道路上のものですとか、開発行為に伴う場合でしたら、専用の集積所を設けますので、そちらのことです。

【榎本委員】

図面がありますが、三郷市内全域でやっていくのでしょうか。私の見る限りでは普及率が低いのではないかと思います。特に調整区域では低いと思うのですが、将来的にはどのようにやっていくのでしょうか。

【事務局】

これは標準的なものを表したものでございまして、通常の皆様お使いの所は道路上のものではなく、新たに開発行為等でお造りになる場合の参考例です。

【榎本委員】

これを環境のために全域に進めていく考えはないのでしょうか

【事務局（佐々木補佐）】

本来は進めていかななくてはいけないのですが、土地の権利関係ですとか誰かに場所を提供して頂かないとできないことですから、これからの課題だと思います。これから新規に土地区画整理を行っていく場合ですとか、今後こういう方向をとっていくのが望ましいのではないのかなと思います。

【榎本委員】

はいわかりました。

【信田委員】

基本的にはこれから区画の分譲地ができた場合の類いの考え方ですね。わざわざ自分の敷地を提供してゴミをおいてくださいという方はいないと思うので、普及させるというならばこのぐらいのことは市のほうでもやるよとかそういう方向でないとなかなか普及しないのではないのでしょうか。新規の場合は大いに結構だと思います。

【事務局】

財政的な問題がございますので、すぐにはできかねます。

【佐藤会長】

ありがとうございます。

次に議題6 里川再生事業について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

里川再生事業について

(資料に沿って説明 説明省略)

【佐藤会長】

ただいまご説明いただいた内容についていかがでしょうか。
質問がありませんでしたら、次は三郷市愛犬クラブについてご説明願います。

【事務局】

三郷市愛犬クラブについて
(資料に沿って説明 説明省略)

【佐藤会長】

この件につきましてご質問があるようでしたらお受けします。
ないようでしたら、平成22年度事業について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

平成22年度の事業について
(資料に沿って説明 説明省略)

【事務局】

メダカくらぶかえるクラブの報告書について
(資料に沿って説明 説明省略)

【佐藤会長】

ただいまの事務局からの報告でなにか質問がございましたらお願いします。

【土屋委員】

平成22年度の事業内容で、その他の内容で、これからやる事業内容をわかる範囲で結構なのですが、年内のものとか実施時期、取りまとめの時期、案を伺います。

【事務局】

まだ具体的に時期は検討している段階ではありません。が、ペットボトルにつきまして
は時期を逸してしてしまいましたので、場合によっては来年と考えております。

ざつ紙につきましては、年末に向かってゴミの量が増えていきますので、ごみ収集に支障のないように年末くらいにスタートしていきたいと思っております。

ごみの多量排出事業はすでに排出計画で把握しておりますので、実際にアンケートをとるにしても、排出業者さんも年末は忙しいと思うので、2月以降にと考えております。

カラス対策につきましては、経験上春になる直前、お話が多いようなので3月位にスタートしたほうが効果的なのかなと考えております。

【土屋委員】

ありがとうございます

【飯倉委員】

余計な話ですが50年前入居する前、三郷はタナゴの産地と聞いていたのですがタナゴは見つからなかったのですか。

【事務局】

対象とした水路を探したところ、いたのは小さな小鮒でした。この調査「メダカくらぶかえるクラブ」ではみつかりませんでした。ただ、第二大場川沿いの農家の方が獲っております。環境フェスタでタナゴを20匹お持ちになりました。

【信田委員】

メダカに似ているカダヤシは三郷にいるのですか。

【事務局】

外来種なんです。単純に名前がカダヤシでボウフラを食べてもらえるのではいかとそうゆう意味で外国から導入されましたが、実際には、どんな魚でもボウフラは食べるので特に効果は認められないようです。従来のメダカはたくさんいたのですが、全国的に減少傾向にある中、三郷にいるよと改めて確認できたいい経験ができたのかなと思っております。

【佐藤会長】

続きまして、省エネ法に関する市の状況について事務局よりご説明願います。

【事務局】

省エネ法に関する市の状況について
(資料に沿って説明 説明省略)

【佐藤会長】

ただいまの省エネ法のご説明についてご質問がありましたらお受けします。
ないようでしたら、本日の審議を終了させていただきたいと思います。

【佐藤会長】

それでは本日の議題は以上でございます。

皆様のご協力によりまして広い範囲の議題を審議することができました。市の環境政策振興に期待するとともにわたしも委員力を合わせて三郷市の環境に貢献したいと考えております。委員の皆様ご審議、誠にありがとうございます

5 閉会

【太田副会長】

本日は皆様お忙しい時間にありがとうございました。皆様の活発なご議論により終了させていただくことができました。本日は誠にありがとうございました。これをもちまして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。